

新宿区教育委員会会議録

令和2年第2回定例会

令和2年2月3日

新宿区教育委員会

令和2年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年2月3日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時13分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎		

欠席者

委 員 羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第4号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

日程第2 第5号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第3 第6号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について

日程第4 第7号議案 令和2年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

報告

- 1 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について（教育指導課長）
- 2 令和2年度区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 はい、分かりました。

◎ 第4号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第5号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第6号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について

◎ 第7号議案 令和2年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第4号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第5号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第6号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について」、「日程第4 第7号議案 令和2年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」を議題とします。

ここで皆様にお諮りします。

第6号議案及び第7号議案は、令和2年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第6号議案及び第7号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

御異議ございませんでしたので、第6号議案及び第7号議案は非公開による審議とするも

のとします。

それでは、第4号議案及び第5号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第4号議案、第5号議案、を続けて御説明させていただきます。

初めに、第4号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

議案概要を御覧ください。

本条例の改正内容ですが、教育委員会の事務部局の職員の定数を1名増とし、128人から129人に変更するものでございます。

増減理由といたしましては、幼児教育・保育の無償化対応のための職員を1名増としたものです。なお、学校職員につきましては、増減はございません。

施行期日ですが、令和2年4月1日でございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第2条で職員の定数を定めておりますが、表中の3番のところ、「教育委員会の事務部局の職員」の記載がございしますが、こちらの定数を先ほど御説明したとおり128人から129人に1名増ということで変更したものでございます。

議案文にお戻りいただきまして、第4号議案の提案理由でございますが、教育委員会の事務部局の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第5号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、初めに改正の経緯について御説明させていただきます。

令和元年12月に給特法が改正されまして、文部科学大臣は教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育委員会が講ずべき措置について指針を定めることが規定されました。

この改正に基づき、本年1月に文部科学大臣から指針が示され、教育職員の服務監督者である教育委員会は、教育職員の時間外の在校時間について適切に把握し、その上限時間を規則で明記するように示されたことから、関係する規定の整備を行うものでございます。

なお、本日は、第5号議案として新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてのみを議案として付議させていただいておりますが、時間外の在

校時間の具体的な上限時間を定める規則につきましては別途、東京都から準則が示される予定となっておりますことから、準則が発出され次第、改めて教育委員会に付議をさせていただくものでございます。

それでは、議案概要を御覧ください。

本条例の改正内容といたしましては、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置について、給特法第7条に規定する指針に基づき、規則で定める旨の規定を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表を御覧ください。

こちらでは、新たに第19条の2を新設し、業務量の適切な管理等に関する規定を新設するものでございます。

規定の内容といたしましては、教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員の業務量を管理し、健康及び福祉の確保を図るための措置について、文部科学大臣からの指針に基づき、教育委員会規則で定めるものでございます。

附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

なお、先ほども申し上げましたとおり、本条例の細則を定める規則につきましては別途、東京都から発出される予定の準則を踏まえて、改めて教育委員会に付議をさせていただきます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第5号議案の提案理由ですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。

それでは、第4号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**今野委員** 今度の幼児教育・保育の無償化関係の仕事を新たにする必要があるということですが、具体的な仕事としてはどのようなものになるのでしょうか。

○**学校運営課長** 今回、幼児教育・保育の無償化に合わせて、今まで私立幼稚園の新制度に移行していない園につきましては、1号認定、2号認定という必要がなかったところがございます。そうしたところが、今回の制度改正によりまして、全ての園児の保護者の方に1号認定、2号認定を申請していただいて、それぞれ認定をする、そういった必要が出てくるとい

うところと、また、保育料につきまして、今までは補助金を半年に1回、園児の保護者の方々に支給していたところですが、今回の幼児教育・保育の無償化に合わせまして、なるべく保護者の負担を早期に軽減するという目的で、四半期ごとに補助金を支給するということで、来年度からそうした補助金の業務も多くなるという、そういった状況がございまして、人員が1名増ということでございます。

○今野委員 はい、分かりました。

○教育長 学校運営課に1人増えるということですね。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問等がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第4号議案は原案のとおり決定しました。

次に、第5号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○今野委員 個人的な意見ですが、今回の法改正で教員について1年単位での変形労働時間制が導入されるということで、所要の労働時間についての管理を1年間で行っていくというようなことになるので、従来よりは勤務時間の実態に合わせた管理がしやすくなるだろうと思うんですが、このことによって、教員の実勤務の量がどうこうするというものではまるではありませんので、この制度は本当にいい制度なのか、非常に疑問に思っております。しかし、こういう制度化ですので、それはそれとして対応するとして、勤務時間を短くするための色々な努力というものは、これとは別個にきちんとやっていかなければならないのだろうと常々思っていますので、申し上げました。

○教育調整課長 ただいま今野職務代理者からお話のございました1年単位の変形労働時間制の導入につきましては、実は施行が令和3年4月ということで、来年の4月施行となっております。

今回、私どもが改正を行って規則に定めようとしているのは、あくまでも在校時間の把握の管理ということになりますので、1年単位の変形労働時間制について、休日のまとめ取りというような御指摘もございしますが、この選択につきましては、それぞれの地方公共団体の判断によって選択することが可能ということですので、今後また検討を進めて、新宿区としてどうするのかということについては判断をしていきたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 本来の目的は、やはり教員の方々、職員の方々がやりがいを持って素晴らしい教育をしていただくということが基本にあると思うんですけれども、実際、現状として、教員の方が例えばすごく疲れているとか、困っていることを把握する方法のようなものは、校長先生が取りまとめているのですか。それとも一律に何かアンケートをとったり、それこそ子どもに行っているhyper-QUのようなもので調査をしたりということは、特にはないのでしょうか。

○教育指導課長 教員の状況の把握につきましては、今回、タイムレコーダーの記録については、今後、校園長会で報告をさせていただきます。また、昨年、校・園長を対象に、勤務環境や働き方についてのアンケートを取らせていただきました。

直近では、中堅教諭の研修会におきまして、参加している教員の意識についてアンケートを取らせていただいております。教員の受け止めについては、そのようなアンケートから探っております。

また、先生方が困っていることや、やりにくさといったことがどのようなところにあるのかについては、それぞれの学校の管理職の立場からも見ていただいて、教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチームのような機会を通じて意見を頂き、状況を把握していくことに努めているところでございます。

○教育調整課長 ただいま教育指導課長が御説明したことに加えまして、教員の心身の負担とあったところ関しましては、産業医による面談や指導を実施しております。一定時間を超える勤務をされた教員の方については、産業医が学校を訪問して、その者と面談・指導を行うという体制も整えておりますので、そういったところで適切な指導・助言をしてまいりたいと考えているところでございます。

○山下委員 往々にして、勤務時間を短くするというのは、先ほど今野委員がおっしゃったようにマイナスに働くことが多くて、結局、効果測定を時間のみでやってしまうのは非常に危険かなと思っておりますので、減らすのはあくまで手段の一つであって、本来の目的であるいい職場環境、教員の働く環境をつくるという点での指標を明確に出していただけると、我々としても、施策が正しかったどうかの評価もしやすくなりますので、よろしく願います。

○教育調整課長 ただいま山下委員から頂きました御意見などを踏まえまして、平成30年度か

ら教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクト会議というものを定期的を開催しております。この中で、学校現場の校長・副校長も含めた形で、そうした視点で今後の取組等についてもしっかりと議論をしていきたいと考えております。

○教育長 よろしくお願ひいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

午後 2時54分再開

○教育長 上で、本日の議事は終了いたします。

◆ 報告1 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について

◆ 報告2 令和2年度区立幼稚園の学級編制について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1及び報告2について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について、御報告をさせていただきます。

報告1の資料を御覧ください。

平成30年9月からタイムレコーダーの運用が開始されました。

本日の資料は、前年度の9月から12月までと、今年度の9月から12月までのタイムレコーダーに記録されたデータを基本として、データを集計したものとなります。

資料の内容は、平日1日当たりの勤務時間について、1週間当たりの勤務時間について、そして、職層別の1週間当たりの勤務時間の分布となっております。

なお、タイムレコーダーは出勤時間・退勤時間のみを記録しているもので、休憩時間は小・中、特別支援学校は45分、8時間以上勤務の場合は1時間、幼稚園は1時間であり、こ

の休憩時間は自動的に計算され、除かれ、記録されております。

タイムレコーダーのデータの処理については、資料の1枚目の裏面に、対象とする教員の算出方法の考え方をお示ししてございます。これは従来と変わったものではございません。

1週間当たりの勤務時間については、それぞれの教員ごとに平日の平均勤務時間を算出し、それを5倍したものに休日の平均勤務時間、これを算出し、それを2倍したものを加えることにより計算し、算出をしております。

それでは、平日1日当たりの勤務時間について御覧いただきたいと思っております。1枚目の表を御覧ください。

月ごとに変動はございますが、教諭を見てもみますと、小学校で9時間10分程度、中学校で9時間20分程度の結果となりました。前年度と比較しますと、10分程度短くなっております。

また、1週間当たりの勤務時間について見てもみますと、こちらは裏面を御覧ください。教諭については、小学校が46時間弱程度、中学校で47時間から48時間程度の結果となりました。副校長、副園長は教諭よりも長い勤務時間となっております。小学校で50時間から53時間程度、中学校では51時間から53時間程度、幼稚園で46時間から48時間程度となっております。前年度と比較しますと、小学校では4時間を超える減少が見られる月もあります。月により変動はありますが、全体としては減少傾向にあると捉えております。

続いて、1週間当たりの勤務時間の分布についてです。

勤務時間は、御覧いただきましたように、平均としましては減少の傾向が見られます。

2枚目以降の資料は、職層ごとに1週間当たりの勤務時間の分布をグラフでまとめさせていただいたものです。1週間当たりの勤務時間の分布を見ていきますと、60時間を超える割合は、前年度に比較し、減少しております。

昨年、校・園長に勤務環境の改善についてのアンケートを実施しましたが、年休取得促進期間の活用でまとまった休暇を取得する教員が増えているという項目では、「はい」が100%、また、留守番電話の効果を実感しているという項目についても、「はい」が92.6%の高い評価となっていました。

しかし、昨年度に比べ、子どもと向き合う時間が確保できているという実感については、「はい」は3割弱であり、まだまだ子どもと向き合う時間が増えてきたという実感には結びついていないという結果がありました。

また、教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチームの会議におきましても、参加された各委員からは、教員の意識が変わってきたことは成果として出されていきました。帰

れるときは帰るという意識が定着した感も出てきました。

しかしながら、個別に配慮を要する子どもや家庭への対応のための時間、若手教員の育成にかかる時間も学校としては多くの時間を要しているという意見。また、学校の役割をどのように整理するか、そもそも教員の授業の持ち時数を減らすことを行わないと大きな改善は難しいという意見も出されました。授業をよりよいものにしたいという教員の願いもあり、授業準備等を進めていますが、様々な対応を行いながら、なかなかゆとりを持った状況を確保するには苦慮している状況があります。

区は、当面の目標として、過労死ラインに相当する1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにするとして取り組んでまいりました。勤務時間の分布からも、勤務時間に関しては、区のこれまでの取組や、各校の取組によって改善に向けた兆しが見えていと捉えています。

しかしながら、数は減ってきましたが、いまだ60時間を超える教員が毎月一定程度います。特に副校長、副園長については、その割合が高い傾向にあります。また、1週間当たり60時間は超えないものの、55時間から60時間の状況にも注視していく必要があります。

さらには、今回、給特法の一部が改正になり、上限ガイドラインが指針となり、超過勤務時間の上限が月45時間になると1週間当たりおおむね50時間が上限となります。全体の平均としては、勤務時間が短くなるなど改善の傾向も見られますが、抜本的な解決には至っておらず、取組を総合的に推し進めていることが必要であると考えております。

なお、今回の集計結果につきましては、今後、校・園長にも示し、自校の改善についても引き続き促してまいりたいと考えております。

報告は、以上となります。

○教育長 ありがとうございます。

○学校運営課長 続きまして、令和2年度区立幼稚園の学級編制につきまして、御報告させていただきます。報告2の資料を御参照願います。

令和2年度区立幼稚園の学級編制は、令和2年1月15日の入園承認日とともに学級編制を固めてございます。

表を御参照いただきまして、下から3行目に14園の合計が記載されてございます。

まず、表の一番左側、3歳児でございます。学級数は14クラス、定員は280名ですが、1月15日現在の予定園児数は225名、昨年度比で13名の減となっております。定員充足率は80.4%、昨年度比で4.6ポイントの減となっております。

続きまして、中段の4歳児でございます。4歳児は、14学級、定員420名、予定園児数は239名で、昨年度比36名の減です。学級数は昨年度と同様で、定員充足率は56.9%、昨年度比で8.6ポイントの減となっております。

続きまして、5歳児でございます。5歳児は、学級数14学級、420名の定員、予定園児数は259名で、昨年と比べまして16名の減です。定員充足率は61.7%、昨年度比で3.8ポイントの減でございます。

3歳児、4歳児、5歳児、全42学級、定員は1,120名。合計しまして、予定園児数が723名、昨年度比で65名の減、合計充足率は64.6%、昨年度比で5.8ポイントの減でございます。

以上が、令和2年度区立幼稚園の学級編制でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 報告が終わりました。

それでは、順次質疑をしたいと思います。

報告1について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○**今野委員** 30年度に比べて、令和元年度のほうが着実に削減できていると。1週間に直すと結構な時間になるかなと思っていて、今まで色々なことをやってこられた成果が、少しずつ出てきているのかと思います。

先ほどのお話では、休暇をきちんと取るようになったであるとか、教員の意識の面も変わってきたというような話が出ていましたけれども、30年度に比べてよくなった主な要因といましようか、何が効いたのかというのが1点。また、これからさらに時間を削っていかなければならないわけですが、教職員の事務分担であるとか、色々な見直しを行っているということもありましたけれども、次の1年では主にどういうところを効かせたい、あるいは、これをやることでさらに前進できるとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○**教育指導課長** まず、現状の評価というところになろうかと思えます。学校ごとにスマートワーキングリーダー宣言ということをして管理職自ら行っておりまして、やはり管理職がしっかりと学校の中をマネジメントしていく中で、この勤務時間も含めて取り組んでいるということが大きいのではないかと考えております。

これまでも、教育委員会では様々、留守番電話の導入であったりとか、側面からの支援というものを行わせていただいておりますけれども、学校の中での工夫というところが結構大きく響いてきているのではないかと考えております。

また、今後に向けましては、一つには、小学校の統計を取ってみますと、小学校における私費会計の銀行口座での処理というところがまだ100%に至っていない状況もありますので、

まずはそうした、教員の手を煩わすことなく引き落としができますと、削減への効果も期待できる部分がございますし、さらには、校務分掌という、学校の中での組織の在り方の中で、今、各管理職もキーワードの一つとして「平準化」という言葉を掲げながら、改めて各教員が担っている業務分担の在り方というものを考えていただいています。ですので、その辺りが徹底されてくることによって、さらなる勤務時間の削減につながってくるのではないかと考えております。

ただ、先ほど山下委員もおっしゃいましたように、時間ありきで物事を進めていくということは危険な部分もあるかと思っておりますので、やはり子どもと向き合う時間であったり、教育の質というところは十分に担保した中で進めていく必要があるという認識は持っているところでございます。

○**教育長** ほかに御質問等ございますでしょうか。

他に御質問がなければ、報告1については終了させていただきます。

次に、報告2について、御意見、御質問等があれば、お願いしたいと思えます。

○**星野委員** 園児数が去年に比べて全年齢で減ってしまっているんですけども、これは対象年齢の人口が減っているのか、それとも保育園に流れているとか、そういった分析などはされていますでしょうか。

○**学校運営課長** まず、住民基本台帳上の人口との関係ですけれども、そこまでこの幼稚園の園児数に影響があるほどの動きはございません。

保育園の募集状況についても昨年内の部分については確認をしておりますが、むしろ募集は昨年より減っている状況でございます。

4歳児、5歳児の中で、こども園に移行する数名は確認してございますが、その他の部分につきましては、私立幼稚園にどれだけ園児数の影響が出ているのか、そういったところを確認しないと結論は出てこないものとは思いますが、まだ私立幼稚園の園児数の確定値の報告が上がってきておりませんので、そちらを見まして、また適宜、御報告はさせていただきますと考えております。

○**教育長** ほかに何かございますでしょうか。

○**山下委員** 園児数が極端に少ないところがあるんです。これは園の運営などに特に問題はないでしょうか。少な過ぎると何か行事ができなくなるであるとか、そういう問題は特に出てはいないですか。

○**学校運営課長** 委員の御指摘のとおり、あまり園児数が減ってしまいますと、園運営に影響

があるというところはございまして、そういった意味で幼稚園の学級編制につきましては、8名を下回った場合についてはその学級の編制をしないという方針を定めております。8名を超えたクラスにつきましては編制をしています。

ただ、5歳児のクラスを御覧いただきますと、落合第四幼稚園につきましてはそれを下回る7名となってございますが、こちらは昨年まで10名の園児がいらっしゃったところ、この間、進級に当たって3名減ということで、結果的に7名となっております。3歳児の段階で学級編制については決めておりますので、そういった形で編制をしております。

○山下委員 辞められた3名はどのような理由だったのでしょうか。10人のうち3人とは、結構な割合ですけれども。

○学校運営課長 どこまで具体的なお話をするか難しいところですが、ほかの園に転園された方もございますし、転入ですとか転出、そういった住民基本台帳上の動きも4月1日現在ではございますので、そういったことを予定されている方については、来年度進級をしないといった御報告についても、現段階で頂ける方からは頂いております。そういった点も勘案して減となっております。

ただ、ぎりぎりまで、つまり3月の末までこの動きについては引き続きございますので、当然、転入等をされた方については、ここで増となってくるものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

よろしければ、報告2について質疑を終了させていただきます。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3 その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を終了とさせていただきます。

午後 3時13分閉会